

亀山市告示第53号

亀山市低所得の妊婦に対する初回産科受診費助成金交付要綱を次のように定める。

令和5年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市低所得の妊婦に対する初回産科受診費助成金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、医療機関等において初回産科受診をした低所得の妊婦に対し、これに要した費用の一部を助成することにより、低所得の妊婦の経済的負担軽減を図るとともに、当該妊婦の状況を継続的に把握し、必要な支援につなげることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 初回産科受診 妊娠の判定を受けるため、初めて産科を受診することをいう。
- (2) 医療機関等 市が初回産科受診を委託していない医療機関及び助産所をいう。

(助成金の名称)

第3条 この告示により交付する助成金は、亀山市低所得の妊婦に対する初回産科受診費助成金（以下「助成金」という。）という。

(助成金の交付対象者)

第4条 助成金の交付対象者は、住民税非課税世帯又は同等の所得水準にある世帯に属する妊婦であって、初回産科受診をした日において市内に住所を有し、かつ、次に掲げる事項に同意するものとする。ただし、市以外の地方公共団体その他の公共団体において、初回産科受診に要した費用の全部又は一部について助成を受けている者は、助成金の交付対象者としなない。

- (1) 所得判定のため、市が世帯の課税状況を確認すること。
- (2) 妊婦健康診査を受診した医療機関等の関係機関と市が、必要に応じて支援に必要な情報（妊婦健康診査の未受診の確認、家庭の状況等を含む。）を共有すること。

(助成金の額及び交付回数)

第5条 助成金の額は、初回産科受診に要した費用の額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。ただし、1の妊娠につき1万円を限度とする。

2 助成金の交付回数は、1の妊娠につき1回を限度とする。

（助成金の交付請求）

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、低所得の妊婦に対する初回産科受診費助成金交付請求書（別記様式）に次に掲げる書類を添付して、初回産科受診をした日の属する年度の末日までに市長に提出しなければならない。

（1）初回産科受診をした医療機関等が発行する領収書その他の当該初回産科受診に要した費用の額が確認できる書類

（2）市で世帯の課税状況が確認できない場合は、同等の所得水準と確認できる書類

（助成金の交付）

第7条 市長は、前条の請求書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、助成金の交付を受けようとする者が指定する口座に助成金を振り込むものとする。

（不当利得の返還）

第8条 市長は、偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けた者があるときは、その者から当該交付した助成金の額の全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行し、同日以後に受診した初回産科受診について適用する。

別記様式（第6条関係）

低所得の妊婦に対する初回産科受診費助成金交付請求書

年 月 日

亀山市長 様

請求者 住 所 亀山市
フリガナ
氏 名

※本人が署名しない場合は、記名押印してください。

電話番号 ()

次のとおり、初回産科受診をしましたので、誓約・同意の上、申請します。

1 請求額 _____ 円

2 初回産科受診結果 ※太枠の中を記入してください。

受診日	受診結果	医療機関等	受診料金	助成額
年 月 日	妊娠している 妊娠していない		円	円

3 振込先 ※請求者が口座名義人のもの

振込先	銀行 農協 信用金庫		支店 支所
	普通	口座番号	
	フリガナ		
	口座名義人		

4 誓約・同意事項 ※各項目のチェック欄（□）に『レ』を入れてください。

- 初回産科受診結果にある受診日は、初めて医療機関等に受診したものであり、妊婦健康診査を受けていません。
- 所得判定のため、住民基本台帳及び世帯の課税状況を確認することに同意します。
- 妊婦健康診査を受診した医療機関等の関係機関と市が必要に応じて支援に必要な情報（妊婦健康診査の未受診確認や家庭の状況等を含む）を共有することに同意します。

備考

- 医療機関等が発行する領収書及び明細書を添付する（写し不可）。
- 振込先は初回産科受診をした本人が口座名義人のものとする。
- 亀山市で世帯の課税状況が確認できない場合は、同等の所得水準と確認できる書類を添付する。